

令和7年度

第34回藤岡市民展覧会開催要項

- 1 趣 旨 広く市民の作品を公募し、公開することによって、芸術文化に対する市民の理解と鑑賞力を高め、郷土の芸術文化活動の振興を図る。
- 2 会 場 藤岡市複合施設ふじまる ふじまるホール
(藤岡市藤岡942番地1 電話22-0220)
- 3 主 催 藤岡市複合施設ふじまる(藤岡市藤岡942番地1 電話22-0220)
藤岡市民展覧会運営委員会
- 4 共 催 藤岡市・藤岡市教育委員会
- 5 後 援 藤岡市文化協会・藤岡市区長会
- 6 開 催 期 間 令和8年3月4日(水)～8日(日)
- 7 応 募 部 門 (部門及び大きさ等)
- 書道
 - ① 出品種類 漢字・かな・墨象・近代詩文・篆刻・刻字
題名は、新字体でもよい。
 - ② 大きさ 全紙以下
ただし、60cm×240cm(2尺×8尺)も可。(縦作品に限る)
 - ③ 表装 額装又は軸装も可
 - 美術
 - ① 種別 絵画、彫刻／工芸、その他(模写、ポスターは不可とする)
 - ② 大きさ 絵画30号以下(20号以上は細縁を使用)、ただし、運営委員は20号以下とする。
彫刻工芸は底面積1m×1m以内(展示可能なもの)
 - ③ 表装 額装又は仮枠可(12号以上はガラスは不可。アクリルは可)
 - 写真
 - ① 題材 自由
 - ② 大きさ A4サイズ・4つ切り又はA3サイズ・半切単写真に限る。
 - ③ 額装 アルミ類・木製類・パネルも可(マットの色は自由)
 - ④ その他 デジタルカメラによる撮影は可だが、画像加工は不可。
コピー用紙は不可。

尚、各部門とも作品は未発表の創作作品であること。
書道については、臨書も可とする。
但し、学生に限り、他の公募展へ提出した作品でも可とする。
- 8 出 品 点 数 及び出品料
- | | | |
|----|------------------------|--------|
| 書道 | 1人2点以内 | 1,000円 |
| 美術 | 1人2点以内 | 1,000円 |
| | ただし、運営委員は1人1点とする | |
| 写真 | 1人3点以内 | 1,000円 |
| | 学生は、1人2点以内とし出品料は無料とする。 | |
| | 招待出品は1点まで無料とする。 | |
- 9 名 票
- 出品者が記入して、搬入時に持参する。
鉛筆不可、黒のサインペン又は筆ペンを使用し記入
※楷書で丁寧な字で、はつきり記入

- 10 出品者資格 藤岡市在住、在勤、在学(私塾を含む)、出身の者(ただし高校生以上)
- 11 搬 入 3月1日(日)午前10時～午前11時(時間厳守)
※搬入時設置のお手伝いをお願いいたします。
- 12 搬 出 3月8日(日)午後3時～午後3時30分
・会場整理
- 13 搬 入 場 所 藤岡市複合施設ふじまる ふじまるホール(藤岡市藤岡942番地1 電話22-0220)
- 14 出 品 目 錄 及び出品票 出品者は所定の出品票(書道一白・美術一黄・写真一桃)に必要事項を記入し、出品料を添えて搬入受付時に提出する。なお、出品票は楷書ではつきり記入し、出品票を作品の裏面右下に貼付する。
また、書道部門について作品票は作品の裏面上部左側に貼付する。
主催者は、出品物を受領したとき、領収書及び作品引換券を交付する。
搬出時には、作品引換券を持参した者に作品を引き渡すものとする。
出品票は、総合学習センター・藤岡市役所・地域づくりセンター等で配布する。
- 15 陳 列 出品者は、審査、陳列に対して異議を申し立てることができない。
また、陳列した作品は、会期中撤去してはならない。
展示及び陳列は運営委員が行うものとする。
- 16 審 査 美術、写真部門については、運営委員が審査にあたる。
書道部門は下記の審査員が審査にあたる。
(3月1日(日)展示終了後、審査を行う。)
- | | | | |
|-------|-----------|--------|--------|
| ◎松本 修 | 青木 栄子 | 飯島 俊一 | 山本 榮三郎 |
| 高橋 国夫 | 塚越 美智子 | 南雲 美智子 | 萩原 勝美 |
| 堀口 実 | 福島 維昭 | 古寿田 久雄 | 小林 トシ子 |
| 山本 輝男 | ◎印は、審査委員長 | | |
- 17 賞 各部門で優れた作品に市長賞・教育長賞・文化協会会长賞・区長会会長賞・優秀賞をおくる。
各部門において、3回受賞された場合、書道部門は委嘱とし美術部門は無審査とし写真部門は公募招待とする。
- | | | |
|---------|----|------------------|
| 市長賞 | 3点 | 賞状及び副賞(各部門ごとに1点) |
| 教育長賞 | 3点 | 賞状及び副賞(各部門ごとに1点) |
| 文化協会会长賞 | 3点 | 賞状及び副賞(各部門ごとに1点) |
| 区長会会長賞 | 3点 | 賞状及び副賞(各部門ごとに1点) |
| 優秀賞 | 数点 | 賞状及び副賞 |
- ※ 写真部門において、一般公募と高校生部門に分ける。
※ 美術部門において、特に優れている作品について、招待出品とする。
※ 入賞作品のうち10点を市役所庁舎内に展示するため、作品の借用について、後日、市企画課から作品借用依頼の電話をかけることがありますのでご承知おきください。(借用期間:3月～11月頃まで)
- 18 表 彰 式 3月8日(日)午前10時30分より複合施設ふじまる 会議室で行う。
- 19 作品の保管 作品は主催者が責任をもって保管するが、不可抗力による損害についてはその責を負わない。
- 20 觀 覧 観覧時間は午前9時30分から午後5時までとする。
ただし、最終日の3月8日(日)は午後3時までとする。
- 21 入 場 料 無料とする。
- 22 事 務 局 この展覧会の事務局を藤岡市教育委員会生涯学習課(教育庁舎内)におく。
藤岡市藤岡1485番地 電話0274-22-6888 ファックス0274-22-8738